

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A 1 次の記述は、電波法の目的について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

この法律は、電波の □ A □ を確保することによって、 □ B □ を目的とする。

- | | |
|--|--|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 有効かつ適正な利用 2 有効かつ適正な利用 3 公平かつ能率的な利用 4 公平かつ能率的な利用 | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会の発展に寄与すること 公共の福祉を増進すること 社会の発展に寄与すること 公共の福祉を増進すること |
|--|--|

A - 2 次に示す流れ図は、無線局の免許の申請から免許の付与までの一般的な手続及びその順序を示したものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを電波法の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、再免許及び技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許の場合を除く。



- | | |
|--|--|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 予備免許の付与 2 予備免許の付与 3 登録点検事業者による無線設備等の点検 4 登録点検事業者による無線設備等の点検 | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の納付 工事落成後の検査 電波利用料の納付 工事落成後の検査 |
|--|--|

A 3 次の記述は、義務航空機局の送信設備の有効通達距離について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

A 3 E 電波 □ A □ の周波数を使用する送信設備及びA T C R B Sの無線局のうち航空機に開設するものの無線設備(「 □ B □ 」という。)の送信設備については、 □ C □ キロメートル(当該航空機の飛行する最高高度について、次に掲げる式により求められるDの値が □ C □ キロメートル未満のものにあつては、その値)以上であること。

$$D = 3.8 \sqrt{h} \text{ キロメートル}$$

hは、当該航空機の飛行する最高高度をメートルで表した数とする。

- | | | |
|--|--|--|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 2.8MHz以下 2 2.8MHz以下 3 11.8MHzから14.4MHzまで 4 11.8MHzから14.4MHzまで | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> A T Cトランスポンダ 機上DME A T Cトランスポンダ 機上DME | <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> 314.8 370.4 370.4 314.8 |
|--|--|--|

- A 4 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から□A□以内に□B□に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人は、□C□の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から□C□に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

| A | B | C |
|-------|------------|------|
| 1 6箇月 | 無線設備の操作の監督 | 3年以内 |
| 2 6箇月 | 無線局の管理及び運用 | 5年ごと |
| 3 3箇月 | 無線設備の操作の監督 | 5年ごと |
| 4 3箇月 | 無線局の管理及び運用 | 3年以内 |

- A 5 次の無線局の運用に関する記述のうち、誤っているものはどれか、電波法の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
(1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
(2) 実験無線局を運用するとき。
- 無線局を運用する場合においては、無線設備、識別信号及び電波の質は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- A 6 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A□又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□B□混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

| A | B |
|-------------------|--------------|
| 1 他の無線局 | その機能に障害を及ぼす |
| 2 他の無線局 | その運用を阻害するような |
| 3 放送の受信を目的とする受信設備 | その機能に障害を及ぼす |
| 4 放送の受信を目的とする受信設備 | その運用を阻害するような |

- A 7 次の記述は、業務用語について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話による通信（以下「無線電話通信」という。）の業務用語には、別表第4号（無線電話通信の略語）に定める略語を使用するものとする。

海上移動業務又は航空移動業務の無線電話通信において固有の名称、略符号、数字、つづりの複雑な語辞等を□A□する場合及び航空移動業務の航空交通管制に関する無線電話通信において□B□を送信する場合は、別表第5号（通話表）に定める通話表を使用しなければならない。

航空移動業務及び航空移動衛星業務の無線電話による国際通信においては、なるべく□C□が定める□D□を使用するものとする。

| A | B | C | D |
|--------------|---------|----------|----------|
| 1 1字ずつ区切って送信 | 数字 | 国際民間航空機関 | 略語及び符号 |
| 2 1字ずつ区切って送信 | アルファベット | 国際電気通信連合 | 標準航空通信用語 |
| 3 簡潔に送信 | 数字 | 国際電気通信連合 | 略語及び符号 |
| 4 簡潔に送信 | アルファベット | 国際民間航空機関 | 標準航空通信用語 |

A 8 次の記述は、ノータムに関する通信について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

ノータム（航空施設、航空業務、航空方式又は□A□に関する事項で、□B□に迅速に通知すべきものを内容とする通報をいう。）に関する通信は、緊急の度に応じ、□C□に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

| A | B | C |
|--------------|-----------|----------------|
| 1 航空機の航行上の障害 | 航空機の運行関係者 | 緊急通信 |
| 2 航空機の航行上の障害 | 航空交通管制の機関 | 航空機の安全運行に関する通信 |
| 3 航空路 | 航空機の運行関係者 | 航空機の安全運行に関する通信 |
| 4 航空路 | 航空交通管制の機関 | 緊急通信 |

A 9 次の記述は、遭難通信及び緊急通信について述べたものである。電波法の規定に照らし、誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われる無線通信をいう。
- 3 無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 5 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A 10 次のアからカまでの事項は、遭難航空機局が無線電話により送信する遭難通報において送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則の規定に照らし、これらの事項が正しい送信順序で配列されているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ア 遭難した航空機の位置、高度及び針路
- イ 遭難した航空機の機長のとらうとする措置
- ウ 遭難した航空機の識別又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- エ 遭難の種類
- オ 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- カ 遭難信号（なるべく3回）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | オ | カ | ウ | エ | ア | イ |
| 2 | オ | カ | エ | ウ | ア | イ |
| 3 | カ | オ | エ | ウ | イ | ア |
| 4 | カ | オ | ウ | エ | イ | ア |

A-11 次の記述は、航空局又は航空機局が遭難通報を受信した場合において、無線電話によりこれに回答するときに、順次送信しなければならない事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

| | | |
|-----|---------------|----|
| □A□ | の呼出符号又は呼出名称 | 1回 |
| □B□ | の呼出符号又は呼出名称 | 1回 |
| □C□ | 又はこれに相当する他の略語 | 1回 |
| □D□ | 又はこれに相当する他の略語 | 1回 |

| A | B | C | D |
|-----------------|---------------|----|----|
| 1 自局 | 遭難通報を送信した航空機局 | 了解 | 遭難 |
| 2 自局 | 遭難通報を送信した航空機局 | 遭難 | 了解 |
| 3 遭難通報を送信した航空機局 | 自局 | 了解 | 遭難 |
| 4 遭難通報を送信した航空機局 | 自局 | 遭難 | 了解 |

A 12 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則に違反する無線局を認められた無線局は、同規則の規定によりどのようにしなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 2 違反した無線局に通報しなければならない。
- 3 違反を認められた無線局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 4 違反した無線局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

A 13 次の記述は、免許状及び免許証の取扱いについて、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局に備え付けておかなければならない免許状は、□Aのある場所（船舶局にあつては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあつてはその常置場所とする。）の□B（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあつては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を□Cしていなければならない。

- | A | B | C |
|-----------|--------|--------|
| 1 主たる送信装置 | 見やすい箇所 | 携帯 |
| 2 主たる送信装置 | 上部 | 無線局に保管 |
| 3 業務書類 | 見やすい箇所 | 無線局に保管 |
| 4 業務書類 | 上部 | 携帯 |

A 14 次の記述は、検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るもの等を含む。）□A並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を□の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、□の規定にかかわらず、□Bことができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、□の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について総務大臣の登録を受けた無線設備等の点検の事業を行う者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、□の規定にかかわらず、□Cを省略することができる。

- | A | B | C |
|--------------|-----------------|------|
| 1 、知識、技能及び員数 | 当該検査を省略する | その一部 |
| 2 、知識、技能及び員数 | その時期を延期し、又は省略する | 当該検査 |
| 3 及び員数 | 当該検査を省略する | 当該検査 |
| 4 及び員数 | その時期を延期し、又は省略する | その一部 |

B 1 次の記述は、聴守義務について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その□ア中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の規定による航空局の聴守電波の型式は、□イとし、その周波数は、別に告示する。

の規定による航空地球局の聴守電波の型式は、G1Dとし、その周波数は、別に告示する。

の規定による義務航空機局の聴守電波の型式は、□イとし、その周波数は、当該航空機が航行する区域の責任航空局（当該航空機の□ウについての責任を有する航空局をいう。）から指示された周波数及び□エ（□オの義務航空機局に限る。）とする。

の責任航空局及びその責任に係る区域は、別に告示する。

の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G7Dとし、その周波数は、別に告示する。

- | | | | |
|------------|-----------------|----------------|----------------|
| 1 A3E | 2 運用義務時間 | 3 A3E又はJ3E | 4 長距離洋上飛行中の航空機 |
| 5 運用許容時間 | 6 遭難通信及び緊急通信 | 7 航空交通管制に関する通信 | 8 123.1MHz |
| 9 121.5MHz | 10 国際航空に従事する航空機 | | |

B 2 次の記述は、航空局又は航空機局における試験電波の発射について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空局又は航空機局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に□ア及びその他必要と認める周波数によって聴守し、□イを確かめた後、次の略語を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「□ウ」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「□ウ」の連続及び自局の呼出名称の送信は、□エを超えてはならない。

- (1) ただいま試験中 3回
(2) 自局の呼出名称 3回

の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から□オがないかどうかを確かめなければならない。

の後段の規定にかかわらず、必要があるときは、□エを超えて「□ウ」の連続及び自局の呼出名称の送信をすることができる。

- | | | |
|-------------------|-------------------------|---------------------|
| 1 ただいま試験中 | 2 10秒間 | 3 自局の発射しようとする電波の周波数 |
| 4 自局に対する呼出し | 5 遭難通信又は緊急通信に使用する電波の周波数 | 6 停止の要求 |
| 7 20秒間 | 8 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 9 本日は晴天なり |
| 10 無線設備が正常に動作すること | | |

B 3 次の航空機の遭難に係る遭難通報に回答した航空局又は航空機局のとるべき措置に関する記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる海岸局に対し、当該遭難通報の送信を要求しなければならない。

イ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。

ウ 航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に対し、無線局運用規則第59条（各局あて同報）に定める方法により通報しなければならない。

エ 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報又はあて先を特定しない遭難通報を受信し、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。

オ 遭難通報を受信し、これに回答した航空局又は航空機局は、当該遭難通信の宰領を行い、又は適当と認められる他の航空局に当該遭難通信の宰領を依頼しなければならない。

B 4 次の無線業務日誌に関する記述のうち、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 使用を終わった無線業務日誌は、次の電波法第73条第1項本文の検査（定期検査のことをいう。）の日まで保存しなければならない。
- イ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 国際通信を行う航空局及び国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。
- エ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- オ 航空局又は航空機局の免許人は、無線業務日誌によって、毎年1月から12月までの期間中における無線局の運用の状況を簡明に記載した抄録を、速やかに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

B 5 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き **ア** 以上休止したとき。

不正な手段により無線局の免許若しくは通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所の変更若しくは **イ** の許可を受け、又は識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力若しくは運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。

電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより **ウ** を命ぜられ又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限された場合において、それらの命令又は制限に従わないとき。

エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **オ** を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | | | |
|----------------|------------|-------|-------------|
| 1 無線設備の変更の工事 | 2 2年 | 3 6箇月 | 4 無線局の目的の変更 |
| 5 電波法又は放送法 | 6 電波の発射の停止 | 7 1年 | 8 無線局の運用の停止 |
| 9 電波法又は電気通信事業法 | 10 3年 | | |

B 6 次の記述は、混信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、**ア**、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、**イ**の伝送を禁止する。

送信局は、業務を満足に行うため **ウ** する。

混信を避けるために送信局の **エ** 及び業務の性質上可能な場合には、受信局の **エ** は、特に注意して選定しなければならない。

混信を避けるために不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、**オ** にしなければならない。

- | | | | |
|------------------|----------|---------------|-------|
| 1 位置 | 2 最小 | 3 識別表示のない信号 | |
| 4 無線通信規則に定めのない略語 | 5 不要な伝送 | 6 最も適当な周波数で送信 | |
| 7 必要な最小限の電力で輻射 | 8 空中線の高さ | 9 暗語による伝送 | 10 最大 |